



佐賀県公報

平成19年
7月23日
(月曜日)
第 12933号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○青少年に有害な図書等の指定	(三九一・こ ども 課) 一
○特定計量器の定期検査	(三九二・くらしの安全安心課) 二
○道路の区域の変更	(三九三・道 路 課) 二
○道路の供用開始	(三九四・ ") 三
○町の区域の設定	(三九五・市 町 村 課) 三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課) 三
○県営橋下地区土地改良事業計画変更決定	(農地整備課) 四
○県営兵庫西部地区土地改良事業の工事完了	(") 四
○県営轟木・幸津地区土地改良事業の工事完了	(") 四
○公安委員会事項	(公 告) 四
○平成十九年度警備員検定の実施	(") 四

○ 告 示

●佐賀県告示第三百九十一号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年七月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-86	Lady's Comic Special AYA 8月号	宙出版	09671-08	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-87	本当にあったHな話 8月号	(株)ぶんか社	18113-8	
"	19-88	COMIC ペンギンクラブ Vol.252 8月号	辰巳出版(株)	17999-8	
"	19-89	コミックDVD DOKAN 8月号	曙出版(株)	03947-08	
"	19-90	人妻本当にあったHな話 Vol.25 別冊本当にあったHな話 8月1日号増刊	(株)ぶんか社	18136-8 ①-8/29	
"	19-91	Yha! Hip&Lip! 8月号	(株)ワニマガジン社	08877-8	
"	19-92	COMIC プルメロ VOL.8 カルビPOWER 8月増刊号	若生出版(株)	02592-08 ①-09/01	
"	19-93	カルビPOWER 8月号	若生出版(株)	02591-08	
"	19-94	DOPE [ドープ] AUG.2007 SUPREME-092	KKベストセラーズ	16639-8	
"	19-95	URECCO Gal vol.67 8月号	(株)大洋書房	01865-8	
"	19-96	MAGAZINE BANG【マガジン・バン!】 8月号	(株)マガジン・マガジン	18385-08	

◎佐賀県告示第三百九十二号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所での実施する。

平成十九年七月二十三日

佐賀県知事 古川 康

白石町	検査区域	武雄市（旧山内町及び旧北方町の区域に限る）		検査年月日	検査時間	検査場所
		対象となる特定計量器	非自動ばかり、分銅及びおもり			
"	"	"	"	平成十九年九月四日（火）	"	武雄市北方支所
				平成十九年九月五日（水）		
"	"	"	"	平成十九年九月六日（木）	"	江北町役場
				平成十九年九月七日（金）		
"	"	"	"	平成十九年九月十日（月）	"	"
				平成十九年九月十一日（火）		
"	"	"	"	平成十九年九月十二日（水）	"	佐賀県農業協同組合白石地区支部錦江支所
				平成十九年九月十三日（木）		

◎佐賀県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成十九年七月二十三日から平成十九年八月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十三日

佐賀県知事 古川 康

平成十九年九月十四日（金）	"	佐賀県農業協同組合白石地区支部有明支所
平成十九年九月十八日（火）	"	佐賀県農業協同組合白石地区支部北有明支所
平成十九年九月十九日（水）	"	佐賀県農業協同組合白石地区支部須古支所
平成十九年九月二十日（木）	"	白石町総合センター
平成十九年九月二十一日（金）	"	"

道路の種類及び路線名	道路間の区		変更前後の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
県道 七山厳木線	唐津市厳木町牧瀬字一ト踊六〇番一地从先から	唐津市厳木町牧瀬字一ト踊七六番一地从先まで	一六・五	六七・一
	唐津市厳木町牧瀬字一ト踊六〇番一地从先から	唐津市厳木町牧瀬字一ト踊七六番一地从先まで	一〇・〇	
	前	後	八・二	六九・九

●佐賀県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年七月二十三日から平成十九年八月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市山内町大字鳥海字荒牧九九三番五地先から 武雄市山内町大字鳥海字寺ノ前九九三番二地先まで	平成一九・七・二五

●佐賀県告示第百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平成十九年十月一日から佐賀市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、同市長から届出があった。

平成十九年七月二十三日

佐賀県知事 古川 康

新たに画する町の名称	同上に編入する区域
川副町 <small>かわのへ</small>	旧佐賀郡川副町の区域
東与賀町 <small>ひがしよかちやう</small>	旧佐賀郡東与賀町の区域
久保田町 <small>くぼた</small>	旧佐賀郡久保田町の区域

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年9月10日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年7月23日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名 三原 睦子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市成章町5番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、難病患者、障害者、類縁疾患及びその家族の方々並びに、一般市民に対して難病に関する正しい知識の普及啓発及び難病患者の社会

的支援に関する事業等を行い、医療と福祉の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)橋下地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年9月4日までに佐賀県武雄農林事務所(郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地)に提出してください。

平成19年7月23日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)橋下地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年7月24日から平成19年8月20日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所(本庁)

平成14年3月28日県営土地改良事業(農地還元資源利活用)兵庫西部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年7月23日

佐賀県知事 古川 康

平成19年5月25日県営土地改良事業(ほ場整備)轟木・幸津地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年7月23日

佐賀県知事 古川 康

○ 公安委員会事項

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成19年7月23日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

1 検定の種別及び区分

交通誘導警備業務1級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成19年10月25日(木曜日) 8時30分から16時30分まで

(2) 場所

ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

<p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</p> <p>ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 都道府県公安委員会が上記(1)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>5 受検定員</p> <p>30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成19年9月4日(火曜日)から平成19年9月13日(木曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景</p>	<p>の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>エ 前記4の(1)に該当する者は、2級検定(交通誘導警備業務に係るものに限り)に係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出してください。</p> <p>オ 前記4の(2)に該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先</p> <p>最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p>
---	---

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月二十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷